

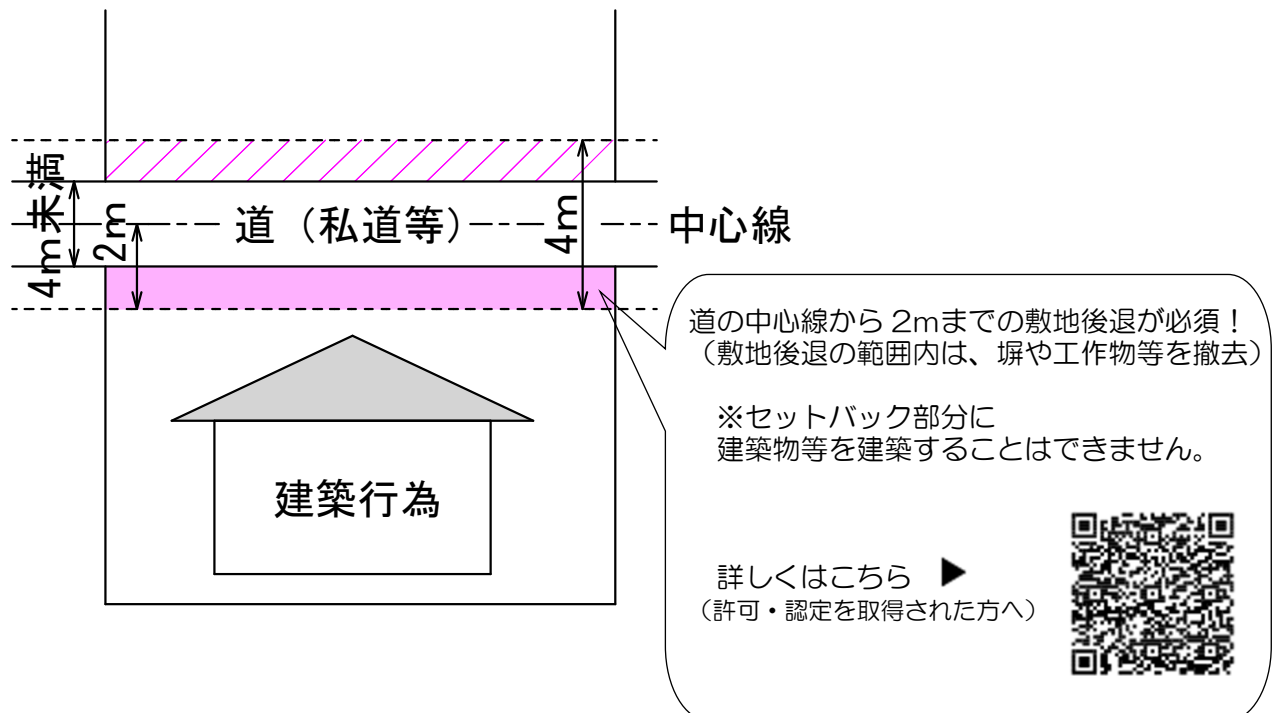
敷地後退(セットバック)について

建物を建てる際、その敷地は建築基準法上の「道路」に2m以上接していなければなりません。

このため、建築基準法上の「道路」ではない幅員4m未満の「道(私道等)」のみに接する敷地の場合、建築確認申請の前に許可が必要となります。

この許可条件として、市では「道」の中心線から2mまでの敷地後退及び後退部分の分筆と公衆用道路への地目変更を求めています。

なお、後退部分の分筆・地目変更は、市に寄附していただくことを前提に市が行う場合があります。



詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先
甲府市 まちづくり部 建築指導課 審査係
電話 055-237-5824 (直通)

建築基準法

第43条について ▶

